

著作権制度

コピーライト

白鷗大学
杉山 務

28年度【知的財産法】杉山 務

着ぐるみ「もう使いません」=ピカチュウ似キャラクター 山口県宇部市

「ピカチュウ似の着ぐるみ、もう使いません」。山口県宇部市は11日、人気アニメ「ポケットモンスター」のキャラクターに似ていると指摘された市の環境イメージキャラクター「エコハちゃん」について、着ぐるみでの使用を控えると発表した。イラストとしては今後も活用していく。

エコハちゃんは市内の資源リサイクル業者団体がデザインし、着ぐるみとして昨年10月にデビュー。しかし、インターネット上などで「ピカチュウに似ている」と話題になり、市に苦情などが殺到していた。

久保田后子市長は記者会見で「(似ていると)指摘を受けることになるとは思わなかった。今後はイラストで活躍してもらいたい」とエコハちゃんにエールを送った。(2011/08/11-19:45)



ネット上で「ピカチュウ」に似ていると指摘を受けた着ぐるみ(写真右)と「エコハちゃん」の原画(時華)



「999盗作」法廷 榎原さん・松本さんが直接対決



「999」の台詞

時間は夢を裏切らない
夢も時間を裏切っては
ならない
<24字>



「約束の場所」の歌詞

夢は時間を裏切らない
時間も夢を決して裏切ら
ない
<23字>

20年7月7日 asahi.com

うた（歌・唄）の著作権

うたの構成

- 詩 作詞 作詩家 著作権
- 曲 作曲 作曲家 著作権
- 編曲 編曲家 著作権隣接権
- 演奏楽器演奏・指揮 著作権隣接権
- 歌唱歌手 著作権隣接権
- ※ それぞれに、著作人格権(特に同一性保持権)
- CD製作・販売 インターネット配信

うたの利用

- CD購入、カラオケ、着メロ
- BGM:店舗、映画、有線放送
- 発表会、放送、映像の挿入歌



知的創作物についての権利

・著作権(創作と同時に自動的に権利が発生)

著作権は、

「音楽や小説、絵画などの著作物に関し、著作者等の権利の保護を図り、もって**文化の発展**に寄与すること」を目的



絵画



彫刻



音楽



小説

5

28年度【知的財産法】杉山 務

知的創作物についての権利

保護の対象となる**著作物**であるための要件

- (1) 「**思想又は感情**」を表現したもの
→ **単なるデータ**が除かれる
- (2) 思想又は感情を「**表現したもの**」
→ **アイデア等**が除かれる
- (3) 思想又は感情を「**創作的**」に表現したもの
→ **他人の作品の単なる模倣**が除かれる
- (4) 「**文芸、学術、美術又は音楽の範囲**」に属するもの
→ **工業製品等**が除かれる

6

28年度【知的財産法】杉山 務

著作物の種類

第10条

著作物の例示

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型
その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

7

28年度【知的財産法】杉山 務

著作物の種類

保護対象となる著作物

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

短歌、俳句、詩歌、エッセイ、シナリオ
演説、説教、座談会の会話、暗号、手話
点字、職業別電話帳、選挙当落予想図 など
事実の伝達にすぎない雑報又は時事の報道は該当しない

- 二 音楽の著作物

楽曲、楽曲を伴う歌詞
即興演奏(浪花節、ジャズ等)
楽譜は音楽を表現する一つの手段であり、
楽譜に表示されている必要はない

8

28年度【知的財産法】杉山 務

著作物の種類

保護対象となる著作物

三 舞踊又は無言劇の著作物

日本舞踊、バレエ、ダンス、舞踏、パントマイムの振り付け
 ※ 演技でなく演技の型

四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物

書、まんが、舞台装置なども
 ※ 美術工芸品含む

五 建築の著作物 <芸術的な建築物のみ>

芸術的な建造物、橋、高速道路、公園なども
 ※ 芸術性のない一般住宅は対象外

9

28年度【知的財産法】杉山 務

絵画の著作物

東京高裁130123

ケロケロケロップ

裁判例

被告著作



本件著作



輪郭の線の太さ、目玉の配置、瞳の有無、顔と胴体のバランス、手足の形状、全体の配色等において、表現を異にしていることが明らか

本件著作物は、カエルを擬人化した図柄である。本件著作物において、その「表現したもの」における、基本的な表現に注目すると、①顔の輪郭が横長の楕円形であること、②目玉が丸く顔の輪郭から飛び出していること、③胴体が短く、これに短い手足をつけていること、を挙げることができる。
 これは、擬人化する際のものとして通常予想される範囲内のありふれた表現というべき

10

28年度【知的財産法】杉山 務

デザイン書体ゴナ事件

最一判120907

裁判例

新たに創作したタイプフェイス(文字フォント)が著作権で保護されるか。



印刷用書体一般の著作物性を否定

- ・ 従来の印刷用書体に比して**顕著な特徴**を有する**独創性**
- ・ それ**自体が美術鑑賞の対象**となり得る**美的特性**が必要

なぜなら、

印刷フォントの利用に著作権者の許諾が常に必要になり、改良もできなくなる。さらに著作物の**公正な利用**に留意しつつ、..もって文化の発展に寄与しようとする著作権法の目的に反することになる。

著作権の成立に審査及び登録を要せず、著作権の対外的な表示も要求しない我が国の著作権制度の下においては、わずかな差異を有する無数の印刷用書体について著作権が成立することとなり、権利関係が複雑になり、**混乱を招く**

11

28年度【知的財産法】杉山 務

著作物の種類

六 地図又は学術的な性質を有する**図面**、**図表**、**模型** その他の**図形の著作物**

道路地図、住宅地図、観光地図、建物の設計図、グラフ、図解、地球儀、建築設計図、天球儀、人体模型なども

※ **冷蔵庫等電気機器や機械の設計図は対象外**

七 **映画**の著作物

劇場用映画、テレビ映画、ビデオ専用シネマ、テレビドラマ、テレビコマーシャルなど

※ **ただし、録画されているものに限る**

12

28年度【知的財産法】杉山 務

中古ゲームソフト事件
(焦点は頒布権)

③大手ゲームソフトメーカー6社が、中古ソフト販売業者に対し、中古品販売の禁止を求めて大阪地裁に提訴(1998年7月)

③大阪地裁 H11.10.07
メーカーの勝訴
ゲームソフトは映画の著作物に該当する頒布権も認められ、譲渡後も頒布権は消尽しない
理由：
ゲームはプレイヤーの操作によって映像やその順序が異なるとはいえ、その変化は、プログラムによって予め設定された範囲内にすぎず、ゲームソフト自体が、映画と同じく著作者の統一的思想・感情を表現したものである
映画の頒布権は譲渡後も消尽しないのであるから、ゲームソフトの頒布権も消尽しないと解するのが妥当。

ゲームソフトメーカー
VS 中古ソフト販売業者

③大手中古ソフト販売業者が、大手ゲームソフトメーカーに対し、中古ソフトに頒布権は存在しないことの確認訴訟を東京地裁に提訴(1998年10月)

③東京地裁 H11.5.27
販売業者の勝訴
ゲームソフトは映画の著作物に該当しない
理由：
映画の著作物とは、多数の観客に対して同一の視聴覚的効果を与えるものと解すべき
各々のプレイヤーが個別の画面上にそれぞれ異なった映像を能動的に表示させるゲームは、映画の著作物に相当するとは解せない

ゲームソフト関連事件(ビデオゲームは映画の著作物?)

④大阪高裁 H13.3.29
販売業者の勝訴
ゲームソフトは映画の著作物に該当し、頒布権も認められるが、頒布権は譲渡後に消尽する
理由：
ゲームソフトは大量の複製物を販売する過程において投資の回収を図ることができるものであるから、頒布を繰り返すことにより投資の回収を行う映画フィルムとは異なる
一旦、適正な価格にて販売されたゲームソフトは、既に投資回収の機会が与えられたものであり、商品取引の自由の観点から見ても権利が消尽したと解するのが相当

④東京高裁 H13.3.27
販売業者の勝訴
ゲームソフトは映画の著作物に該当するが、頒布権は認められない
理由：
ゲームにおける映像の変化は予め設定されたものからの選択にすぎず、プレイヤー自身が新たな映像を創造しているわけではない。映画にも、ストーリー、アングルを聴衆が選択可能になっているものもあり、ゲームと映画に有意な差はない
ただし、多量の複製物を販売するゲームソフトは、流通を支配することにより投資の回収を図る映画フィルムとは異なるものであり、頒布権は認められない

⑤最高裁 平成13(受)952 第一小法廷 (H14.4.25)
販売業者の勝訴
ゲームソフトは映画の著作物に該当し頒布権も認められるが、一旦適法に譲渡された後は頒布権は消尽し、中古品の再譲渡にまで頒布権は及ばない

著作物の種類

八 写真の著作物

写真、グラビアなど

※ 3分間写真は、通常著作物とはならない

九 プログラムの著作物

アプリケーションプログラム、OSなど

編集著作物

編集物で素材の選択又は配列に創作性を有するもの

データベースの著作物

情報の選択又は体系的な構成に創作性を有するもの

15

28年度【知的財産法】杉山 務

著作物の種類

保護対象とならない著作物

- ▼ 憲法や法律
- ▼ 告示、訓令、**通達**(国や地方公共団体発行)
白書は含まれない
- ▼ 裁判所の**判決**、決定、命令、行政庁の採決、決定
特許庁の審決
- ▼ 法律や告示、判決などの**翻訳物**、**編集物**

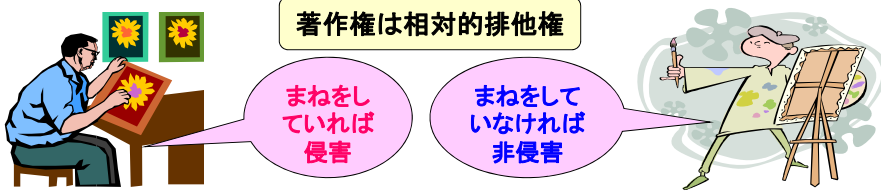
著作権が発生せず、著作人格権もないから加工編集自由

16

28年度【知的財産法】杉山 務

著作権と特許権

	特許権	著作権
権利の発生	方式主義（要審査、要登録）	無方式主義（無審査、無登録）
権利の性格	絶対的排他権 （他人の独自創作にも及ぶ）	相対的排他権 （他人の独自創作には及ばない）
権利の維持	料金の納付が必要	料金の納付は不要
権利の期間	出願から20年	著作者の死後50年まで



17

28年度【知的財産法】杉山 務

著作権の概要

著作物に関する権利

著作者の権利

著作物を伝達する者の権利

著作権（財産権）

複製権（コピー）

上演・演奏権
上映権
公衆送信権
公の伝達権
口述権
展示権

譲渡権
貸与権（レンタル）
頒布権

二次的著作物の創作権
二次的著作物の利用権

著作者人格権

公表権
氏名表示権
同一性保持権

氏名表示権
同一性保持権

著作隣接権



18

28年度【知的財産法】杉山 務

著作者の権利

著作者人格権

第17条

- ・著作者の**人格的利益**(精神的に傷つけられないこと)を保護
- ・著作物が創作された時点で付与(無審査、無登録)
- ・**譲渡**又は相続をすることができない
- ・保護期間は著作者の生存期間。しかし、著作者が存しなくなった後でも、著作者人格権の侵害となる行為はしてはならない

著作権(財産権)

- ・著作者の**経済的利益**(経済的に損しないこと)を保護
- ・著作物が創作された時点で付与(無審査、無登録)
- ・譲渡又は相続をすることができる
- ・創作したときから始まり、**死後50年間**経過するまで存続

19

28年度【知的財産法】杉山 務

ま と め



著作権制度の目的は、**文化の発展**にある
著作権には、**著作者人格権**と財産的な**著作権**がある
著作権の財産権は**支分権**と呼ばれる権利の束である

ご清聴 ありがとうございました。

杉 山 務

20

28年度【知的財産法】杉山 務

著作権制度¹

著作権法は「音楽や小説、絵画などの著作物に関し、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること」を目的

- ・著作権（創作と同時に自動的に権利が発生）

保護の対象となる著作物：すべての著作物が著作権の対象ではない²

- (1) 「思想又は感情」を表現したもの → 単なるデータを除く
- (2) 思想又は感情を「表現したもの」 → アイデアを除く
- (3) 思想又は感情を「創作的」に表現したもの → 他人の作品の単なる模倣を除く
- (4) 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するもの → 工業製品を除く

保護対象（6条）³

- ① 日本国民の著作物（国籍主義）
- ② 最初に日本国内で発行された著作物（発行地主義）
- ③ 条約により我が国が保護の義務を負う著作物（相互主義）

著作物の例示(10条)

- 1 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
座談会の会話、暗号、手話、点字、職業別電話帳、選挙当落予想図
- 2 音楽の著作物
即興演奏（ジャズ、浪花節等）
- 3 舞踊又は無言劇の著作物
バレエ、ダンス、舞踏、パントマイムなどの振付け（演技ではなく演技の型）
- 4 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
書、まんが、舞台装置、美術工芸品
- 5 建築の著作物
芸術的な建造物、橋、高速道路、公園（一般住宅は対象外）
- 6 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
道路、住宅、観光地図、建物の設計図、グラフ、図解、地球儀、人体模型
- 7 映画の著作物
劇場用映画、テレビ映画、ビデオ専用シネマ、テレビドラマ、TVコマーシャル
- 8 写真の著作物
グラビア（3分間写真は通常著作物とならない）
- 9 プログラムの著作物
アプリケーションプログラム

1（目的）**第一条** この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

2（定義）**第二条** 一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

3（保護を受ける著作物）**第六条** 著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 日本国民（わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）の著作物

二 最初に国内において発行された著作物（最初に国外において発行されたが、その発行の日から三十日以内に国内において発行されたものを含む。）

三 前二号に掲げるもののほか、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物